

令和6年3月26日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	小林克嘉
2番	梢正美
3番	表谷茂浩
4番	中谷松助
5番	福田晃悦
6番	南正紀
7番	寺井強
8番	堂下健一
9番	越後敏明
10番	富澤軒康
11番	櫻井俊一
12番	林一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	稲岡健太郎
副町長	庄田義則
教育長	間嶋正剛
総務課長兼デジタル情報課長	山下光雄
富来支所長	吉村満
企画財政課長	村井直
税務課長	中田龍一
住民課長	池端久幸
子育て支援課長	東山和憲
健康福祉課長	宮下隆
環境安全課長	上滝達哉
商工観光課長	福田秀勝
農林水産課長	大谷清樹
まち整備課長	山内勉

富来病院事務長	笠原雅徳
会計管理者(会計課長)	平野雅巳
学校教育課長	藤井 専
生涯学習課長	大島信雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向井 徹
議会事務局参事	飯田 一也
議会事務局次長	坂上大輔

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 町長提出 承認第 1 号ないし第 13 号、議案第 1 号ないし第 29 号
及び議案第 31 号ないし第 41 号 (委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 町長追加提出 議案第 42 号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、討
論、採決)

日程第 4 議員提出 発議第 1 号及び第 2 号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、
討論、採決)

日程第 5 議員の派遣

日程第 6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

福田晃悦議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第 2 町長提出 承認第 1 号ないし第 13 号、議案第 1 号ないし第 29 号及び議案第 31 号

ないし第41号（委員長報告、質疑、討論、採決）

福田晃悦議長 次に、町長提出 承認第1号ないし第13号、議案第1号ないし第29号及び議案第31号ないし第41号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

福田晃悦議長 総務産業建設常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された専決処分の承認2件と議案14件について、去る21日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、承認第9号 専決処分の承認について（志賀町災害派遣手当等に関する条例）は、地方公務員法及び災害対策基本法等に基づき、大地震の復旧復興、武力攻撃事態による国民保護、特定新型インフルエンザ等、大規模災害で本町に派遣された職員に災害派遣手当等を支給するため、今回の令和6年能登半島地震に際し、新たに条例を制定したものと説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、承認第10号 専決処分の承認について（令和6年能登半島地震に係る災害被害者に対する町税の減免の特例に関する条例）は、地方税法の規定等に基づき、令和6年能登半島地震による被害者に対し、令和5年度に課する当該年度分の町税の税額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものの町税の減免措置を行うため、新たに条例を制定したものと説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第8号 志賀町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、情報通信技術を利用する方法により町の機関に係る申請、届出その他の手続きを行うことができるようにするため、新たに条例を制定するものと説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当

の支給が可能となったため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてないし、議案第12号 志賀町監査委員条例の一部を改正する条例について及び、議案第14号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 志賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、並びに、議案第28号 志賀町漁港管理条例の一部を改正する条例について、議案第29号 志賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、関係法令等の改正に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 志賀町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、学校眼科医の報酬を新たに規定するとともに、学校眼科医と学校耳鼻咽喉科医の報酬額を他の羽咋郡市町と併せるため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 志賀町立学校の学校医、学校歯科医、学校耳鼻咽喉科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例については、学校耳鼻咽喉科医を学校医の中に含めた解釈として題名を見直すため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 シーサイドヴィラ渤海及びふるさと文化センターの指定管理者の指定について、ないし、議案第33号 大島キャンプ場の指定管理者の指定については、令和6年3月31日で指定期間が完了することから、引き続き、シーサイドヴィラ渤海及びふるさと文化センター及び志賀の郷ファミリーパークについては株式会社いこいの村能登半島、大島キャンプ場については大島観光開発株式会社を指定管理者として指定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託されました専決処分の承認3件、議案11件について、去る21日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、承認第11号 専決処分の承認について（令和6年能登半島地震に係る被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例について）、承認第12号 専決処分の承認について（令和6年能登半島地震に係る被災者に対する介護保険料の減免の特例に関する条例について）は、厚生労働省事務連絡等に基づき、令和6年能登半島地震による被災者に対し、令和5年度分及び令和6年度分の国民健康保険税及び介護保険料であって、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に、普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を行うため、新たな条例を制定したものと説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、承認第13号 専決処分の承認について（志賀町手数料条例の一部を改正する条例について）は、戸籍法の一部改正により、改正後の戸籍法に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、所要の改正を行うものと説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第17号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてないし議案第20号 志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関係法令等の改正、又は制定に伴い、所要の改正を行うものと説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正により、国民健康保険税に係る課税限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものと説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険制度見直しによる厚生労働省令の改正及び第9期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料額及び保険料率の該当期間について、所要の改正を行うものと

説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてないし議案第26号 志賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険制度見直しによる厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 志賀町立診療所手数料条例の一部を改正する条例については、手数料を徴収する文書及び金額について、発行する文書様式が多様化しており、現行の分類で運用することが困難になっていることから、さまざまな診断書及び諸証明に対応するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 予算決算常任委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和5年度補正予算に係る専決処分の承認8件及び議案7件、並びに令和6年度各会計当初予算8件の計23件について、去る22日、25日の延べ2日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありまして、審査経過については省略させていただきますが、審査にあたっては住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、議案第34号 令和6年度志賀町一般会計予算について及び議案第36号 令和6年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算については賛成多数、他の21件については、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、令和5年度予算執行及び令和6年度新年度予算に

は、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、1日も早い震災の復興と被災者の生活支援を図り、これからも安心して住み続けられる志賀町を目指して、くぐり抜けて、議会と共にご尽力いただきますよう求めまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 委員長報告を終ります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まずは、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。

福田晃悦議長 4番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

まず、はじめに本年1月1日の能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に対し心より哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべての皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

一方、発災直後から自ら被災しながらも復旧復興のため尽力されている役場職員の皆さん、そして今の遠くから支援に駆けつけておられる県内外自治体等のすべての方々に厚く御礼を申し上げます。

さて私は本議会に上程された議案第23号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第24号 志賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第25号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第26号 志賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第34号 令和6年度志賀町一般会計予算について、そして議案第36号 令和6年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算について、についてはいずれも反対の立場から討論を行います。

まず議案第23号、24号、25号、26号についてであります。

これらの議案に共通して言えるのは持続可能な介護事業の構築になり得ない可能性があり、利用者にとっても更なるサービス利用料の引き上げやサービスの質の低下が危惧されます。大幅な国の軍事費の増大が介護を押しつぶす格好となっています。税金の使い方がまったく逆であります。本町の議会も国に対してもっと国庫負担の増額、介護報酬の引き上げ、ヘルパーさん等への処遇改善を要求すべきと思います。

そういった観点から議案第23号、24号、25号、26号につきましては反対とさせていただきます。

次に議案第34号 令和6年度志賀町一般会計予算についてであります。

本予算は一日も早い震災からの復旧と被災者の生活、生業の再建を図り、復興への第一歩となるものであることを基本とした、いわゆる骨格予算となっています。

しかしこの骨格予算の中に、さも重要な骨格予算であるかのように、事実上の任意の原発推進団体の志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助金があります。

しかしどうでしょうか。今次の地震で改めてこの地震大国日本において原発を動かすことほど無謀なことはないと実証されたと思います。ましてや今、数千年に一度の大きな地震を能登で迎えていると言われていています。時代を担う子ども達に説明のしようがありません。よって特にこの予算付けには賛成するわけにはまいりません。

次に議案第36号 令和6年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算についてであ

ります。

2024年度は2年に一度の保険料などの改定を行う年度であります。被災された75歳以上の高齢者は自宅の修理や修繕などに経済的な負担がかかり、さらに物価高騰と年金の目減りにあえいでいます。高齢者に更なる負担を強いる保険料の値上げには同意できません。もっと国庫負担の増額を求めるべきです。

そういった観点から議案第36号 令和6年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算には反対とさせていただきます。

以上、6議案について反対とさせていただきますが、議員各位におかれましては慎重なるご判断を賜りますようお願いを申し上げます、討論といたします。

ありがとうございました。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第1号 専決処分の承認について(令和5年度志賀町一般会計補正予算(第7号))ないし承認第13号 専決処分の承認について(志賀町手数料条例の一部を改正する条例)を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

各件は、委員長報告のとおりを決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第1号 令和5年度志賀町一般会計補正予算(第12号)について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 2 号 令和 5 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)についてないし議案第 7 号 令和 5 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第 3 号)についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおりに決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 8 号 志賀町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてないし議案第 22 号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 23 号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 24 号 志賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 25 号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 26 号 志賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 27 号 志賀町立診療所手数料条例の一部を改正す

る条例について、ないし議案第 29 号 志賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 31 号 シーサイドヴィラ渤海及びふるさと文化センターの指定管理者の指定についてないし議案第 33 号大島キャンプ場の指定管理者の指定についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 34 号 令和 6 年度志賀町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 35 号 令和 6 年度志賀町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 36 号 令和 6 年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 37 号 令和 6 年度志賀町介護保険特別会計予算についてないし議案第 41 号 令和 6 年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第 3 町長追加提出 議案第 42 号 提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

福田晃悦議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第 42 号 令和 5 年度志賀町水道事業会計補正予算 (第 5 号) を議題とします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

去る 3 月 12 日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた補正予算に係る議案 1 件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 42 号 令和 5 年度志賀町水道事業会計補正予算 (第 5 号) については、収益的収入では、今回の能登半島地震に係る令和 5 年度分災害査定復旧費の確定見込みに伴う災害復旧事業補助金を計上し、収益的支出では、横浜市をはじめ 17 団体の応援事業体による応急復旧費用に係る負担金の精算見込みに伴い、所要額を補正するものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

町長から追加提出のありました議案第42号 令和5年度志賀町水道事業会計補正予算(第5号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発委第1号（趣旨説明・質疑・討論 採決）

福田晃悦議長 次に、本日、小林克嘉君ほか2名から提出のありました発議第1号 令和6年能登半島地震に対する復旧・復興の支援の充実を求める意見書についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

小林克嘉議員 はい、議長。

福田晃悦議長 1番 小林克嘉君。

小林克嘉議員 1番 小林克嘉です。

発議第1号 令和6年能登半島地震からの復旧・復興の支援の充実を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、能登地方を中心に広い範囲において甚大な被害が発生しました。多くの家屋や建築物が倒壊するとともに、上下水道をはじめとしたライフラインは寸断され、道路や公共交通網にも深刻な被害が生じ、多くの住民が不自由な避難生活を強いられています。

現在、被災地では復旧作業が進められているところではありますが、これらをより迅速かつ強力で推進するためには、国の一層の取組と支援が不可欠であります。

よって、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興に万全を期すため、国においては、以降の事項を確実に実現されるよう、強く要望するものであります。

1 被災者への支援は、被災者のニーズを踏まえて迅速かつ継続的に供給できる体制を構築し、長期化する被災生活での心身の健康を維持するための支援策を充実させること。

2 応急仮設住宅を早急に整備し、住宅の確保を図ること。また、被災者の当面の住居を確保するため、みなし仮設住宅等を充実させること。

3 日常生活に不可欠な上下水道をはじめとしたライフラインについて、早期の全面復旧に向けて最大限の支援を行うこと。

4 被災した企業や地場産業、農林水産業等について、損傷した関連施設の早期復旧を図るとともに、事業者による経営再建の取組を支援すること。

5 宿泊施設や飲食店ではキャンセルが相次ぎ、観光業等に大きな影響が出ていることから、旅行支援をはじめとする支援策を充実させること。

6 被災者の救援・救護、被災地域の復旧・復興に伴い、被災自治体に膨大な財政負担が生じていることから、万全な財政支援措置を早急に講じること。

7 避難等に不可欠となる道路等のインフラについて、住民の安全と安心を確保するうえで地域の実情に応じたインフラ復旧・改良を迅速に進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するように求めるものであります。

議員各位におかれましては能登半島地震からの復旧・復興に関わる重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本案の趣旨説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。

福田晃悦議長 4番 中谷松助君。

中谷松助議員 発議第1号 令和6年能登半島地震に対する復旧復興の支援の充実を求める意見書について、について賛成の立場から討論を行います。

今次の地震災害に係る復旧復興に向けて、各自治体からもさまざまな要望を国や県にしています。

要は今ある国や県の支援メニューの中に当てはめていくのではなく、なければ作り拡充をさせていく、そこだと思います。

現に液状化による被害への支援を厚く求め、一步一步充実させています。今発議のように具体的に求めることが肝要との思いから発議第1号に賛成とさせていただき、討論といたします。

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

福田晃悦議長 次に、本日、富澤軒康君ほか2名から提出のありました発議第2号 令和6年能登半島地震からの復興に関する決議についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

10番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 はい、議長。

富澤軒康議員 令和6年能登半島地震からの復興に関する決議。

令和6年1月1日4時10分にマグニチュード7.6最大震度7を観測した能登半島地震は、町内全域に甚大な被害をもたらしました。山は崩れ、津波が押し寄せ、道路網の寸断や電気、水道などのライフラインの途絶、想像を絶する壊滅的な被害によって、今なお多くの被災者が避難生活を余儀なくされているのが現状です。

このような状況の中、当町職員は自らも被災しながら災害対応に日夜取り組んできました。そして、また、自衛隊、全国の消防、警察、医療関係者が発災直後から当町に入り、物資輸送や給水、給食支援、健康管理などなど、被災者支援に挺身しています。

加えて、国や全国の地方自治体から支援職員の派遣、多くのボランティアの方々からも多大な支援をいただいております、その支援と善意に対し、心より感謝と敬意を表するものであります。

一日も早い復興・復旧、再建を成し遂げるためには、今、我々がすべきこと、できることは何かを考え、真摯に考え、執行部・議会が一丸となり、力を結集し知恵を出し合い、スピード感を有し、行動していくことこそが肝要であるところでもあります。

また、甚大なる被害を受けた富来地域の振興策についても、議会として町民の声をしっかりと受け止め集約をし、町へ提言・提案をしつつ、土地の有効な活用策と合わせて復旧復興に取り組んでいくことこそが肝要であるとも考えております。

よって本町議会は、被災者の救済と今般の未曾有の大災害からの復興へ向けて、被災者である町民に寄り添いその声にしっかりと耳を傾け、来て良かった町、そしてまた住んで良かった町をイメージしつつ、一日も早い町民生活の再建に取り組んでいくことをここに誓う。

以上、決議する。

令和6年3月26日。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。

福田晃悦議長 4 番 中谷松助君。

中谷松助議員 発議第 2 号 令和 6 年能登半島地震からの復興に関する決議について、
について賛成の立場から討論を行います。

まさに甚大な被害を受けているわけであります。

土地の有効活用という事で、やはり住み慣れたところでコミュニケーションのある安くて安心な町営住宅こそ今必要なのではないでしょうか。

町営住宅の縮小ではなく拡充こそ今必要との思いを込めて、賛成とさせていただきます、討論といたします。

ありがとうございました。

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議員の派遣について

福田晃悦議長 次に、議員の派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員を派遣することにしたいと思えます。

滋賀県内で開催される市町村議会議員研修に参加し、災害発生に備え、平時からの防災の心構えや地域での連携の重要性について学び、現在の防災対策に関連する諸課題や議会・議員の果たすべき役割について学ぶことを目的に議員を派遣するものであります。

派遣議員は梢正美議員で、期間は本年4月25日から26日までの2日間であります。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、梢正美議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、梢正美議員を派遣することに決しました。

続いて、滋賀県内で開催される市町村議会議員研修に参加し、新人議員を対象とした地方議員が理解しておくべき地方自治に関する諸制度や基本的事項を講義

や演習を通じて学び、全国の市区町村議会議員が集い、地方自治に関するさまざまなテーマについて情報交換や意見交換を行うことを目的に議員を派遣するものであります。

派遣議員は小林克嘉議員で、期間は本年5月8日から10日までの3日間であります。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、小林克嘉議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、小林克嘉議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今の2名の議員派遣について、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

日程第6 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

福田晃悦議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 町長が発言を求めていますので、これを許可します。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。

令和6年第1回志賀町議会定例会の閉会にあたり、議員の皆様方にご挨拶を申し上げます。

今定例会では、地震災害からの復旧に係る一般会計及び各会計の補正予算の専決処分の承認が8件、条例の制定及び改正に係る専決処分の承認が5件、工事請負契約の締結に係る専決処分の承認が2件、一般会計や各会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び改正、議決の一部変更、指定管理者の指定及び令和6年度の各会計の当初予算の議案が41件、合わせて56件についてご審議をいただきました。

また、本日は、追加案件として上程しました、令和5年度の水道事業会計補正予算第5号についても、ご審議をいただきました。

議員各位には、いずれも慎重審議の上、円滑に、全ての案件を可決していただき、心から御礼を申し上げます。

この能登半島地震からの復旧・復興はまだ始まったばかりです。

甚大な被害を受けた本町にとって、復旧・復興への道のりは決して容易でなく、多くの時間と費用を要することが予測されますが、今後の取組により、生まれ変わった新しい志賀町となるよう、全町一丸となって前に進まなければならない、私はそう考えております。

すでに復興に向けた計画の策定に取り掛かっており、新年度から具体的に動き出しますが、行政だけではなく、議会の皆様、町民の皆様と共に、知恵を出し合い、議論を深めながら、この難局を乗り越えていきたいと考えております。どうか、今後とも、ご指導・ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、復旧・復興を一日も早く進め、被災者への支援などを迅速に実施していくため、6月議会までの間も、随時、補正予算などを議会の皆様と相談しながら専決処分させていただきますので、ご理解いただきますよう重ねてお願いを申し

上げます。

以上、令和6年第1回志賀町議会定例会の閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

福田晃悦議長 以上で令和6年第1回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時03分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第4号
委員会審査報告書について

- 2 議長報告第5号
閉会中の継続調査について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福 田 晃 悦

志賀町議会副議長 表 谷 茂 浩

志賀町議会議員 林 一 夫

志賀町議会議員 小 林 克 嘉